

て於に名の園稚幼民國

格資のてしと者育教民國(八)

三 惣 橋 倉

幼稚園が國民幼稚園として完成せられるの日は、就學前保育が義務制となるの日である。就學前期の國民が一人のこらず、國民練成のための基礎の基礎を與へられるの日である。而して、その日に於て、國民幼稚園の保姆は、當然、國民學校の訓導と同一の資格に於て待遇せられるに至るであらう。たゞ今日は未だそこに至つてゐない。

そこに至つてゐないのは、義務制になつてゐないことである。しかし、既に今日の幼稚園が國民幼稚園としての本質に於て認識せられ得るならば、義務の普遍性はなしにして、その個々の幼稚園に於て、保姆が國民教育者として完全の資格を與へらるべきは言を俟たぬ。その點、現狀は甚だ不充分である。

第一、保姆の資格の與へられ方に就て、同じく國民教育者たる國民學校訓導の場合に比し、極めて不備である。保姆養成の師範教育機關の現狀如何。その制度さへない。官立にも二つあるが、それも、女子高等師範學校に置くことを得させられてゐるに止まる。公立にもあり得る譯ではあるが無い。私立は數多あり、皆、熱心なる斯界の篤志家によつて經營せられてゐるが、それら篤志家を俟つて初めて存し得るのでは心細い。而して、更に、その内容に至つては、養成機關は高等女學校卒業後一ケ年といふことになつてゐる。師範教育改正の實現しようとしてゐる今日、何んたる不充分のことであらう。

第二、保姆の待遇に於て遺憾である。保姆の俸給令は國民學校訓導に比して一段低い。その上年功加俸もなく、旅費規程に於ても差別せられてゐる。必ずしも同一でなければならぬことを主張するのでないにしても、何故に差別あるかは、國民教育者としての資格を差別せられてゐるものとして遺憾である。殊に、先般、國民學校訓導に與へられたる特別の扱ひに對し、幼稚園保姆はその中に入れられてゐない。之れ、現制としては當然のことでは不滿をいふべきでもないが、そうした制度には更めて遺憾を感ぜさせられた。同じく公立の國民學校に附設せられ、同じ職員室に、同じく國民を教育しつゝ、此の別のあることは、國民幼稚園の名に於ては、甚だあり得べからざることゝさへ思はれる。

之れを要するに、現制のまゝ、幼稚園の保姆の待遇を上げることが主張し得ないにしても、そうであればある程、現制の不備を思はざるを得ないのである。而して國民幼稚園の名に於て、之れが當然の主張であることに、何人も異論なきことを確信する。